

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第6章 通 関	第6章 通 関
第5節 経済連携協定に係る輸入通関	第5節 経済連携協定に係る輸入通関
(関係協定等の略称)	(関係協定等の略称)
68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。	68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。
(1)～(18) (省略)	(1)～(18) (同左)
(19) 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」····· <u>C P T P P</u>	(19) 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」····· <u>T P P 11協定</u>
(20)～(23) (省略)	(20)～(23) (同左)
(積送基準に関する取扱い)	(積送基準に関する取扱い)
68-5-9 令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。	68-5-9 令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。
(通し船荷証券に準ずるものとして税関長が適當と認める書類の取扱い)	(新設)
68-5-9の2 令第61条第1項第2号ロに規定する「通し船荷証券」に準ずるものとして「税関長が適當と認める書類」とは、単一の船会社等が全経路において責任を負い、当該船会社等によって発行される、最初の仕出地から日本までの間の経由地や積替地が記載された船荷証券等の書類をいい、例えは、Express Sea Waybill, Bill of Lading for Multimodal or	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>Ocean Transport, Sea Waybill for Combined Transport, Multimodal Transport Bill of Lading, Combined Transport Bill of Lading, Multi-Modal Transport Document, Combined Transport or Port Bill of Lading, Multimodal Transport Bill of Lading</u> といった名称の書類を含む。	
(「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い) 68-5-10 (省略)	(「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い) 68-5-10 (同左)
(原産地証明書の必要的要件及び様式) 68-5-11	(原産地証明書の必要的要件及び様式) 68-5-11
(1) (省略) (2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。 イ～ヘ (省略)	(1) (同左) (2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。 イ～ヘ (同左)
ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、 ASEAN包括協定（ASEAN包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降）、フィリピン協定にあっては船積日から3日目以降）において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載さ	ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、 ASEAN包括協定（ASEAN包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降）、フィリピン協定にあっては船積日から3日目以降）において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載さ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
原産地証明書	記載事項	留意事項	原産地証明書	記載事項	留意事項
（省略）	（省略）	（省略）	（同左）	（同左）	（同左）
タイ協定原産地証明書	船積みの日	—	タイ協定原産地証明書	“ISSUED <u>RETROACTIVELY</u> ” 及び 船積みの日	—
（省略）	（省略）	（省略）	（同左）	（同左）	（同左）
チ（省略） (3)（省略） (原産地申告の必要的要件) 68-5-11の2（省略） (原産品申告書の必要的要件及び様式) 68-5-11の3 (1) 本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。 イ オーストラリア協定第3・16条に基づく原産地証明文書 ロ <u>CPTPP</u> 第3・20条に基づく原産地証明書 ハ EU協定第3・16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識 ニ 米国協定附属書I第C節第一款9(a)に基づく產品が原產品であることについての輸入の時の申告 ホ 英国協定第3・16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識	チ（同左） (3)（同左） (原産地申告の必要的要件) 68-5-11の2（同左） (原産品申告書の必要的要件及び様式) 68-5-11の3 (1) 本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。 イ オーストラリア協定第3・16条に基づく原産地証明文書 ロ <u>TPP</u> 第3・20条に基づく原産地証明書 ハ EU協定第3・16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識 ニ 米国協定附属書I第C節第一款9(a)に基づく產品が原產品であることについての輸入の時の申告 ホ 英国協定第3・16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>～ R C E P 協定第3・18条1(b)に基づく輸出者又は生産者による原産地申告及び同第3・16条4の注に基づく輸入者による原産地申告</p> <p>なお、原産品申告書については任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。</p> <p>(ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書においては、第三国インボイスが使用されている旨記載されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。</p> <p>ロ <u>C P T P P</u>附属書3－Bに掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。</p> <p>(ロ) 同一の產品を2回以上輸入する場合には、その期間を</p>	<p>～ R C E P 協定第3・18条1(b)に基づく輸出者又は生産者による原産地申告及び同第3・16条4の注に基づく輸入者による原産地申告</p> <p>なお、原産品申告書については任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。</p> <p>(ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書においては、第三国インボイスが使用されている旨記載されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。</p> <p>ロ <u>T P P 11 協定</u>附属書3－Bに掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。</p> <p>(ロ) 同一の產品を2回以上輸入する場合には、その期間を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。 ハ～リ (省略)</p> <p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い) 68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類 (以下この項において「その他の書類」という。) とは、以 下のイからへまでに規定する各協定に基づいた原産品である ことを示す書類であって、令第36条の3第3項(令第50条 の2の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第 3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がそ の提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書にお いて申告された產品に適用される原産性の基準が満たされて いることの説明を求めるための資料及びRCEP協定附属書 3Bの2(i)の「RCEP原産国」を確認するための書類 (RCEP協定第2・6条6(a)の規定による税率の適用を 輸入者が求める場合に同規定に該当する締約国を確認するた めの書類を含む。)をいう。</p> <p>イ オーストラリア協定第3・17条2(c) ロ <u>CPTPP</u>第3・20条2(a)、第3・24条(a)注書き ハ～ヘ (省略)</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の 取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告 明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見 本を別途事務連絡する。</p> <p>イ (省略) ロ 上記イのうち、原産性の基準を満たすことの説明に係る 関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に</p>	<p>記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。 ハ～リ (同左)</p> <p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い) 68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類 (以下この項において「その他の書類」という。) とは、以 下のイからへまでに規定する各協定に基づいた原産品である ことを示す書類であって、令第36条の3第3項(令第50条 の2の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第 3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がそ の提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書にお いて申告された產品に適用される原産性の基準が満たされて いることの説明を求めるための資料及びRCEP協定附属書 3Bの2(i)の「RCEP原産国」を確認するための書類 (RCEP協定第2・6条6(a)の規定による税率の適用を 輸入者が求める場合に同規定に該当する締約国を確認するた めの書類を含む。)をいう。</p> <p>イ オーストラリア協定第3・17条2(c) ロ <u>TPP11協定</u>第3・20条2(a)、第3・24条(a)注書き ハ～ヘ (同左)</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の 取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告 明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見 本を別途事務連絡する。</p> <p>イ (同左) ロ 上記イのうち、原産性の基準を満たすことの説明に係る 関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
掲げる產品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。	掲げる產品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。		
產品に係る根拠規定	関係書類の例	產品に係る根拠規定	関係書類の例
<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア協定第3・3条 <u>CPTPP</u>第3・3条 EU協定第3・3条 米国協定附属書I第C節第1款2(b) 英國協定第3・3条 RCEP協定第3・3条 	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア協定第3・3条 <u>TPP11協定</u>第3・3条 EU協定第3・3条 米国協定附属書I第C節第1款2(b) 英國協定第3・3条 RCEP協定第3・3条 	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）
<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア協定第3・2条(b) <u>CPTPP</u>第3・2条(b) EU協定第3・2条1(b) 米国協定附属書I第C節第 	契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、全ての一次材料（產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原產品であることを確認できるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア協定第3・2条(b) <u>TPP11協定</u>第3・2条(b) EU協定第3・2条1(b) 米国協定附属書I第C節第 	契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、全ての一次材料（產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原產品であることを確認できるものに限る。）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1款2(a)(ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英國協定第3 ・2条1(b) ・R C E P協定 第3・2条(b) 	<p>1款2(a)(ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英國協定第3 ・2条1(b) ・R C E P協定 第3・2条(b)
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(c) ・<u>C P T P P</u>第3・2条(c) ・EU協定第3 ・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) ・英國協定第3 ・2条1(c) ・R C E P協定 第3・2条(c) (上記の產品のうち、関税分類変更基準を適用するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(c) ・<u>T P P 11協定</u>第3・2条(c) ・EU協定第3 ・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) ・英國協定第3 ・2条1(c) ・R C E P協定 第3・2条(c) (上記の產品のうち、関税分類変更基準を適用するもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(c) ・<u>C P T P P</u>第3・2条(c) 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(c) ・<u>T P P 11協定</u>第3・2条(c)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> • EU協定第3 ・ 2条1(c) • 米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) • 英国協定第3 ・ 2条1(c) • R C E P協定 第3・2条(c) (上記の產品のうち、付加価値基準を適用するもの又は非原産材料価額割合について規定があるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> • EU協定第3 ・ 2条1(c) • 米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) • 英国協定第3 ・ 2条1(c) • R C E P協定 第3・2条(c) (上記の產品のうち、付加価値基準を適用するもの又は非原産材料価額割合について規定があるもの)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(c) ・<u>CPTPP</u>第3・2条(c) ・EU協定第3・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) ・英国協定第3・2条1(c) ・RCEP協定第3・2条(c) <p>(上記の産品のうち、加工工程基準を適用するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(c) ・<u>TPP11協定</u>第3・2条(c) ・EU協定第3・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) ・英国協定第3・2条1(c) ・RCEP協定第3・2条(c) <p>(上記の産品のうち、加工工程基準を適用するもの)</p>
<p>その他の原産性の基準を適用する産品</p>	<p>原材料の締約国原産地証明書等（オーストラリア協定第3・6条、<u>CPTPP</u>第3・6条、EU協定第3・5条、英国協定第3・5条又はRCEP協定第3・4条にそれぞれ規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第3・4条3(a)、<u>CPTPP</u>第3・11条1、第4・2条2、EU協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8、米国協定附属書I第C節第</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1款3(a)、英國協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8又はRCEP協定第3・7条にそれぞれ規定する僅少の非原産材料又は許容限度を適用する場合)、その他輸入しようとする產品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事實を記載した資料</p>	<p>C節第1款3(a)、英國協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8又はRCEP協定第3・7条にそれぞれ規定する僅少の非原産材料又は許容限度を適用する場合)、その他輸入しようとする產品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事實を記載した資料</p>
<p>ハ (省略) ニ (省略)</p> <p>ホ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の產品を輸入しようとするときをいう。ただし、原產品申告書に記載された產品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) オーストラリア協定第3・3条、<u>CPTPP</u>第3・3条、EU協定第3・3条、米国協定附属書I第C節第1款2(b)、英國協定第3・3条又はRCEP協定第3・3条に規定する完全に得られる產品又は完全に生産される產品（当該產品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいづれかの書類によりそれぞれの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA WO」と記載するものとする。）</p> <p>(ロ)～(ホ) (省略)</p> <p>ヘ その他の書類の提出について、輸出者又は生産者が原產品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第3・16条1(b)又は(c)に規定する</p>	<p>ハ (同左) ニ (同左)</p> <p>ホ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の產品を輸入しようとするときをいう。ただし、原產品申告書に記載された產品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) オーストラリア協定第3・3条、<u>TPP11</u>協定第3・3条、EU協定第3・3条、米国協定附属書I第C節第1款2(b)、英國協定第3・3条又はRCEP協定第3・3条に規定する完全に得られる產品又は完全に生産される產品（当該產品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいづれかの書類によりそれぞれの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA WO」と記載するものとする。）</p> <p>(ロ)～(ホ) (同左)</p> <p>ヘ その他の書類の提出について、輸出者又は生産者が原產品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第3・16条1(b)又は(c)に規定する</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>原産品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼、又は、<u>CPTPP</u>第3・21条2(b)に規定する生産者が有する情報に対する合理的な信頼又は同条3(b)に規定する輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的信頼をいう。)に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記口に規定する產品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し提出するか、若しくは別途事務連絡する方法によることとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達12の4-2に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。</p> <p>ト（省略）</p> <p>（原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関）</p> <p>68-5-14</p> <p>(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。</p>	<p>原産品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼、又は、<u>TPP11協定</u>第3・21条2(b)に規定する生産者が有する情報に対する合理的な信頼又は同条3(b)に規定する輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的信頼をいう。)に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記口に規定する產品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し提出するか、若しくは別途事務連絡する方法によることとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達12の4-2に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。</p> <p>ト（同左）</p> <p>（原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関）</p> <p>68-5-14</p> <p>(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。</p>
原産地証明書	原産地証明書の発給機関
(省略)	(省略)
オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry, the
原産地証明書	原産地証明書の発給機関
(同左)	(同左)
オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry, the

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	Australian Industry Group, <u>the</u> International Export Certification Services <u>又は</u> Trade Window Origin		Australian Industry Group <u>又は</u> the International Export Certification Services
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名について、別に事務連絡する。
(2) (省略)

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名について、別に事務連絡する。
(2) (同左)